## 地域創生のための新たな方策について(案)

~ アベノミクスの温かい風を全国津々浦々に ~

#### 1 目的

アベノミクスを地域に浸透させるため、地域の直面している

- ① 超高齢化・人口減少社会における持続可能な都市・地域の形成
- ② 地域産業の成長・雇用の維持創出

の2つの施策テーマについて、政府一体となった取組みを推進する。

### 2 目的を実現する上での課題

- (1) 各省庁で様々な地域活性化施策があるが統合的な運用がなされていない。
- (2) 中央省庁、地方公共団体ともに「タテ割り」であり、共通のプラットフォームがない。
- (3) 必要な施策の改善(政策のボトルネックの解消)、各省の施策のスキ間の解消の仕組みが制度化されていない。

### 3 新たな支援策に求められる機能

- (1) 「選択と集中」の観点を踏まえ、ワンパッケージで施策を実現
- (2) 一つのプラットフォームを設け「タテ割り」を解消
  - ⇒ 各省の所管する地域活性化関連の計画(中心市街地活性 化基本計画など)、施策を地域再生法に基づく地域再生計画 で統合的に運用
- (3) 課題解決を進めていく中で浮かび上がる施策の改善すべき点 (政策のボトルネック)、施策の「スキ間」を持続的に解決
  - ⇒ 地域再生に関する提案制度
- (4) 地域創生に資する規制制度改革
  - ⇒ 構造改革特区等との連携

- (5) 超高齢・人口減少社会への対応
  - ⇒ ○若者に魅力のある地域拠点都市を中核とした拠点とネット ワークの構築(地方への若者の呼び込み、若者の地方就職 の促進等)
    - 〇人材バンク(仮称)の統合的運用等による中高年の地方移住 の支援(地方への転職の促進、都市高齢者の地方への住み 替え支援、農林水産業を含めた就業促進等)
    - ○観光による交流人口の拡大、公共交通ネットワークの再構築
- (6) 地域資源を活用した取組の支援
  - ⇒ ○6次産業化を含めた地域資源のビジネス化支援(地域資源 を活用したサービスや製品の開発・ブランド化・販路開拓・資 金調達等を総合的に支援)
    - ○地域密着型事業の立ち上げ支援、政府の推進体制の構築

----- 地域再生法の改正の検討

## 地域再生法の改正に向けた検討(案) 1/2

### 改正の趣旨 ・ポイント

「成長戦略改訂に向けた地域活性化の取組について」を踏まえ、地域の直面している

- 超高齢化・人口減少社会における持続可能な都市・地域の形成
- 〇 地域産業の成長・雇用の維持創出

⑤ 新たな支援策の創設等

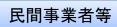
- の2つの施策テーマについて、政府一体となった取組を推進するため、以下のとおり地域再生法の改正を検討。
  - ① 新たな「国土のグランドデザイン」との連携

- ② 広域で地域資源を活用する取組への支援
- ③ 地域活性化関連の計画との連携等のワンストップ化
- ④ 構造改革特区制度等との連携

## 地域再生制度の概要

### ①地域の自主的・自立的な取組を支援するため 、地域の政策ニーズを踏まえ、国が支援措置

- をメニュー化。
- ②地方公共団体は、地域再生計画を作成し、国 の認定を受けることにより、計画に記載した事 業の実施に当たり、財政、金融等の支援措置 の活用が可能。





地方公共団体



地域再生計画





玉

### 地域再生計画に関する事項

#### (1)新たな「国土のグランドデザイン」との連携

新たな「国土のグランドデザイン」を踏まえ、機能分担・連携を図る複数市町村からなる人口30万~50万人程度の都市圏 単位での地域再生計画の作成の支援や制度化を行う。

(2)広域で地域資源を活用する取組への支援

広域で地域資源を活用する取組を記載した地域再生計画についても、作成の支援や制度化を行う。

(3)地域活性化関連の計画との連携等のワンストップ化(次頁参照)

地域活性化関連の計画と地域再生計画との認定のワンストップ化、地域活性化関連の計画への記載事項を地域再生計画 へ記載することによる一層の配慮、地域再生計画と連動する施策の一層の充実等、統合的な運用を実施する措置を講じる。

### 支援メニュー等に関する事項

#### (1)構造改革特区制度等との連携

構造改革特区の規制の特例措置を地域再生計画に記載することで活用できるようにすることや、地域再生に関する提案を 構造改革特区における提案とみなすなど、両制度間の連携を図る。

#### (2)新たな支援策の創設等

- ①新たな支援策の創設
- 地域経済活性化支援機構、中小企業基盤整備機構、 産業革新機構、農林漁業成長産業化支援機構、海 外需要開拓支援機構等との連携
- 地域経済イノベーションサイクルとの連携
- ・大学と連携した取組への支援
- ②支援策の充実
- 利子補給制度等による地域金融機関の活用
- 地域再生推進法人制度の見直し(多様な主体の参 画・他制度との連携)

- ③超高齢・人口減少社会への対応
- ・若者に魅力のある地域拠点都市を中核とした拠点とネットワーク の構築(地方への若者の呼び込み、若者の地方就職の促進等)
- ・人材バンク(仮称)の統合的運用等による中高年の地方移住の支 援(地方への転職の促進、都市高齢者の地方への住み替え支援。 農林水産業を含めた就業促進等)
- ・観光による交流人口の拡大、公共交通ネットワークの再構築 等
- ④地域資源を活用した取組の支援
- ・6次産業化を含めた地域資源のビジネス化支援(地域資源を活用 したサービスや製品の開発・ブランド化・販路開拓・資金調達等を 総合的に支援)
- ・地域密着型事業の立ち上げ支援、政府の推進体制の構築 等

## 地域再生法の改正に向けた検討(案) 2/2

# 関係する計画の イメージ

### 地域再生計画

地方公共団体が作成。 国の認定を受けることにより、 計画に記載した事業に対する 支援措置の活用が可能。

### ○地域活性化関連の計画との連携等のワンストップ化

地域再生計画の認定によるワンストップ化

地域再生計画を地域活性化関連の計画のプラットフォームとして位置付け、計画が国の認定を受けることにより支援措置が講じられるものについては、当該計画の認定を地域再生計画の認定によりワンストップで行うことができるようにするとともに、認定が不要なものについても地域再生計画と一体的に作成できるよう措置。

- (例)·構造改革特別区域計画(構造改革特別区域法)
  - ・低炭素まちづくり計画(都市の低炭素化の促進に関する法律)
  - •都市再生整備計画(都市再生特別措置法)
  - •立地適正化計画(都市再生特別措置法)
  - ・地域公共交通網形成計画(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律)
  - 基本計画(中心市街地の活性化に関する法律) 等

#### 地域再生計画との連携

計画に定めた事業に対する国の援助が規定されているものについては、地域再生計画への記載により一層の配慮が行われるよう措置。

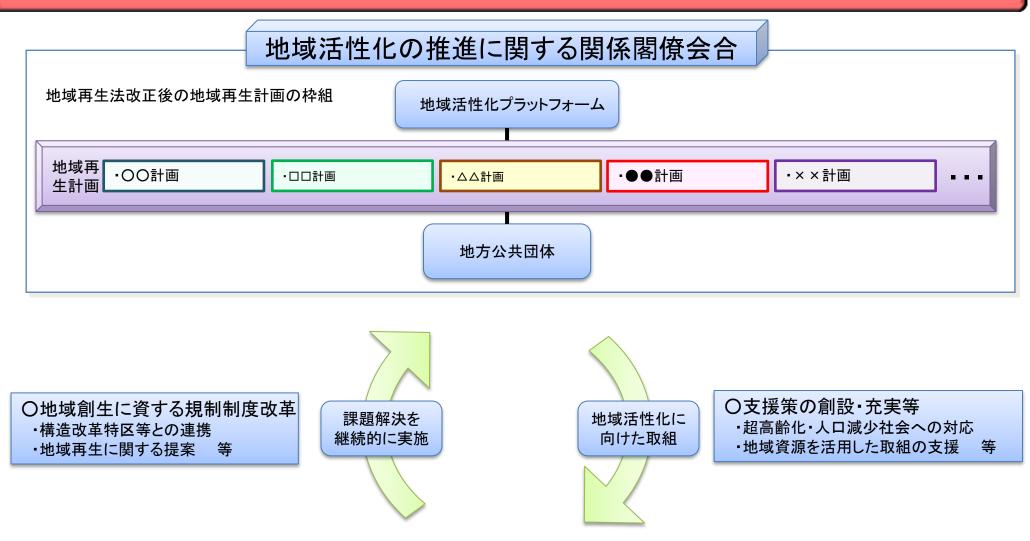
- (例)·市町村介護保険事業計画·都道府県介護保険事業計画(介護保険法)
  - ·市町村老人福祉計画·都道府県老人福祉計画(老人福祉法)
  - •市町村健康増進計画•都道府県健康増進計画(健康増進法)
  - •市町村保育計画•都道府県保育計画(児童福祉法) 等

#### 地域再生計画と連動する施策の充実

地域再生計画に記載し、認定を受けることにより、利用が可能となる施策又は施策を所管する府 省庁において配慮が行われる施策である「連動施策」を、地域再生基本方針において定めているが、 連動施策の一層の充実を図る。

- (既存の連動施策の例)・実践型地域雇用創造事業(厚生労働省)
  - ・農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(農林水産省)
  - 補助対象施設の有効活用(全府省庁) 等

## 地域再生法改正後の地域活性化施策推進のイメージ(案)



- 〇課題解決を進めるうえで取組を通じ浮かび上がる課題
- 政策のボトルネック
- 施策のスキ間